

議会運営委員会 会議録

日 時 令和5年12月19日（火曜日）

午前10時50分開会、午前11時4分開会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）議場内補助資料投影用ディスプレイ運用基準について

（2）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 目黒 英一

委 員 小坂 博

委 員 勝田 達也

委 員 矢口 勝雄

委 員 田中 義法

委 員 菅井 歩美

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 島岡 宏明

副議長 鈴木 一彦

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉

次 長 天貝 健一

次長補佐 小野 聡

主 査 津久井 麻美子

主 査 松本 裕司

傍聴者（0名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

（「ありません」との声あり）

○吉田委員長 では、議長から御挨拶願います。

○島岡議長 おはようございます。本日は、以前皆さんとともに視察をして参りました刈谷市におきましての、議場内ディスプレイについての運用方法ということで、お集まりいただきました。今日は皆さん慎重審議よろしく願いいたします。

○吉田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。協議事項（１）議場内補助資料等用ディスプレイ運用基準について協議をお願いします。事務局より説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 資料１を御覧ください。名称は「土浦市議会議場内補助資料投影ディスプレイ運用基準に関する申合せ事項」で、一般質問及び代表質問を行う際の補助資料を、議場内ディスプレイへ投影するための基準を設けるものです。運用のイメージとしましては、これまで登壇してボードを掲示したり、資料を配布したりしていたものを、議場内のディスプレイに表示するものです。手順としては、事務局が事前に補助資料をタブレット端末のサイドブックスのフォルダに搭載します。そして質問の際に登壇した議員が登壇席に新たに設けるケーブルをタブレットに差し込みます。質問者がフォルダ内の補助資料を開くとディスプレイに表示されるというイメージです。

資料の１番 目的は、議会は言論の府であることを原則とするものの、基本条例に「市民に分かりやすく、傍聴及び視聴の意欲を高める議会運営に努めること」と規定されていることから、ディスプレイに質問の補助資料を投影することで開かれた議会運営に努めることとするものです。２番は補助資料を作成するに当たってのルールを定めるもので、（１）作成者は希望する議員自らが作成することとし、（２）内容については、質問に関連したものであることは勿論のこと、議会が言論の府であることに鑑みると同時に、補助資料が多くなると会議録に影響してくることから必要最低限の枚数とすることといたします。（３）留意事項は作成する際の留意する点を列举したもので、著作権があるものを使用する場合などは権限を有する者の許可を得ることといたします。ア著作権、肖像権その他の知的財産権及び個人又は団体の権利利益を侵害しない内容であること。イプライバシーを侵害しないなど、土浦市議会の個人情報保護に関する条例に反しないこと。ウ広告、宣伝、勧誘、寄附その他営利又は宗教活動を目的とする内容を含まないこと。エ自身の写真を掲載するなど、選挙活動との誤解を招くおそれのない内容であること。オ個人又は団体を誹謗中傷する内容を含まないこと。カ議会の規律や品位の保持、議場の秩序を乱す内容を含まないこと。キ公序良俗に反しないこと。という内容です。

2 ページ 3 番補助資料の形式です。アではデータの提出は P D F 形式といたします。次にイです。今回の工事に伴い質問席の質問席上の残時間表示用の小さなディスプレイが無くなります。よって残時間等の確認は天井から吊り下げたある 5 0 インチのディスプレイのみにて確認をしていただくことになります。これは従前どおりの運用です。しかし、ディスプレイに補助資料を投影しますと残時間等の表示ができなくなってしまうので、補助資料を投影している間は画面の右下に表示できるようにいたします。従って補助資料を作成する際は右下の部分には補助資料を投影できないことを念頭に作成していただくことになります。ウは当たり前のことですが、細かい文字等は使用しない方がよいということですが、タブレットの画面上で指で拡大すれば大きく見せることは可能です。エは動画や音声の使用は認めないことといたします。動画や音声に頼りますと、もはや補助的な手段とは言えなくなり、言論の府の原則からも大きく逸脱してしまうものと考えられるほか、会議録にも大きく影響し、プライバシーや著作権に抵触するリスクも高まるおそれがあることが理由でございます。オは補助資料をフォルダに搭載した時に、データに名称と投影する順番を記載していただくと整理がしやすいことから規定ものです。次に 4 番の運用方法です。(1) の申請方法のアは、質問初日の土・日・祝日を除く 2 日前、すなわち前の週の木曜日までに申請書とデータの提出をお願いすることとし、提出方法は事務局へ持参或いはメールによりお願いいたします。イは、補助資料の内容が 1 ページの留意事項に抵触する場合は、議長が許可しないと規定するものです。

(2) は補助資料の取扱いです。アでは補助資料の変更は軽微な補正以外は認めないことといたします。イは、提出された補助資料のデータは事務局がサイドブックに搭載します。ウでは、登壇して登壇してタブレット端末の操作は質問者自ら行う旨を規定するほか、トラブル等が発生した場合は事務局が補助することができるとするもの。エは、機器に不具合が発生した場合は暫時休憩し事務局が確認を行いますが、不具合が解消できない場合は分かりやすい説明をお願いいたします。オは、投影の準備に要する時間、不具合への対応時間も質問時間に含めることといたします。次に 3 の発言要領です。アは、会議録を読んだ際にその内容が理解できるよう発言すること。イは、タブレット端末を操作して補助資料を表示したら、操作室の事務局に投影を依頼し、ディスプレイに実際に投影したことを確認してから発言を開始してください。事務局への指示の例文としては、「画面の切替をお願いします」、あるいは「画面を戻してください」などと指示をしてください。次に 5 のその他です。アは、補助資料を議場内のディスプレイに表示しますが、J : C O M やインターネット録画配信には反映出来ない旨を規定するものです。イは、執行部がディスプレイを使用する際もこの基準に準拠することとしますが、執行部の席にはタブレットに接続するケーブル配線が無いため、一問一答方式の際は 1 回目に登壇した時のみの使用に限定するものといいたしたいと存じます。4 ページ、5 ページはディスプレイを使用する議員及び執行部の出席者が議長に提出する申請書です。記載いただくのは、1 番の資料枚数と 2 番の使用する質問項目に加えて、3 番で先程説明いたしました留意事項を今一度確認していただくために、チェック欄にチェックを入れるか、メールでの提出の場合は黒塗りにしていただくものです。ちなみに 5 ページの様式

は市長側が使用するものです。以上御協議いただきたいと存じますが、工事が終了して実際にテストを行ってみて、この基準を修正した方が良いと判断された部分があった場合は、2月の議運で再度御協議いただきたいと存じます。以上です。

○吉田委員長 ただ今の件で、何か御意見ありますか。

○目黒副委員長 実際に運用の前に、これが実用するとなると、3月議会からだと思うんですけども、議会の前に、希望する方もしくは全員に、実際に議場で手順といいますか、使用方法みたいなレクチャーとかは予定されますでしょうか。

○天貝事務局次長 もちろん希望される方には1回やっていただいたほうがよろしいかと思ってますけれども、全議員の皆さんにもや、一度見てもらうのも有用なのかなと思いますので、議長と相談しながら進めてまいりたいと思います。

○田中委員 ちょっと確認なんですけど、今回つけるこの新しいディスプレイはその投影用以外は、時間とかそういうのは、つけないですか。

○天貝事務局次長 基本的に全ての画面を同じ運用にしますので、補助資料以外のが投影されてるときは、残時間表示がされるというものです。

○田中委員 資料投影してる時は、今ついてるパネルもその資料に切り替わって、4画面が資料全部になるということですか。

○天貝事務局次長 そうなります。ですから傍聴席からも今度は見やすくなるかと思います。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 無いでございます。それでは協議事項1については、先ほど議長との相談ということがございましたので、その点を踏まえですけども、事務局説明のとおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしということでございます。それでは、事務局説明のとおりとさせていただきます。なお、来年2月の議会運営委員会においては実際に操作を行い、改めて申合せ事項の確認をいたしたいと存じます。その他事務局でございますか。

○天貝議会事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料で、各議員に非公表とするものはありますか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。

○吉田委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。